

海岸環境整備事業実施要綱

平成 16 年 3 月 25 日 国港海第 555 号：港湾局長→都道府県知事、政令市長、一部事務組合管理者、東北～九州地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長
最終改正・平成 20 年 3 月 31 日国港海第 402 号

1. 事業の目的

国土保全との調和を図りつつ海岸環境を整備し、もって快適な海浜利用の増進に資するための工事。

2. 事業の性格

地方財政法第16条に基づく予算補助（補助率 1 / 3）とする。

3. 事業主体

地方公共団体とする。

4. 対象事業

離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、便所、水飲場、進入路、駐車場、遊歩道、緑地・広場、休憩施設、更衣室・シャワー、その他所期の目的を達成するための必要最小限度の施設の新設及び改良。

次の各号の一つに該当するものであること。

- (1) 周辺に公営の公園、ヨットハーバー等レクリエーション施設が整備されたところあるいは整備中のもの（計画中のものも含む）で、完成後には総合的なレクリエーション機能が発揮されるものであること。また、民間と競合しないものであり、本事業で造成された施設等は、地方公共団体が一元的に運営できるものであること。（総事業費が 1 億円以上であること。）
- (2) 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みを推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定及び(1)で定めた施設等の新設若しくは改良を行う事業。（総事業費が1億円以上のもの）
- (3) 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜の特性から見て、海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸であること。（緊急養浜事業）（総事業費が 1 億円以上であること。）
- (4) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。
 - ① 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。
 - ② 国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。（総事業費が 1 億円以上であること。）
- (5) 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事

業で、総事業費が1,000万円以上のものであること。

- ① 階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の遊歩道又は植栽事業で、かつ短年度施行をもって事業効果を発揮し得るものであること。
- ② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備する事業であること。